

第102回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成23年12月22日（金）13：30～14：40

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 教員の休職について

（教員の個人情報を含む審議事項であるため非公開）

(2) 先端創薬イノベーションセンター規則の制定について

副学長（ライフ・イノベーション担当）から、基礎創薬技術を効率的に開発研究に結び付けることにより迅速な製品開発を推進すること及び長崎大学病院臨床研究センターと協力し、臨床研究、早期臨床試験等を着実に実施することにより、臨床創薬段階にある研究テーマを迅速に治験段階へステージアップすることを目的とした長崎大学先端創薬イノベーションセンターを設置するため、その組織、運営等に関し必要な事項を定める規則を資料2のとおり制定することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

(3) 「言語教育研究センター（仮称）」の設置について

学長から、資料3に基づき、外国語教育をマネジメントする中心的な組織として、外国語教育向上のための教育・研究教育を行う「言語教育研究センター（仮称）」を設置すること及び同センターの設置準備については大学教育機能開発センター計画委員会で行うことについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

また、同センター教員については、①既に大学教育機能開発センター計画委員会において審査し2名の採用が決定していること、②その他にオンライン英語自学自習システム等のシステムを扱う教員1名及びネイティブの有期雇用の教員を2名採用する予定であること、③現在大学教育機能開発センターの外国語担当教員の7名を言語教育研究センター（仮称）に配置換の予定であることについて説明があった。

引き続き、同センターの取り組みとして、①専任の英語教員を倍増し授業の充実を図る、②TOEIC-IPテストやG-TELP(国際英検)を活用し、英語運用能力の診断と評価を行う、③授業支援機能と自学自主支援システムを組み合わせた最新のCALLシステム等のオンライン英語自学自習システムを整備する、④語学留学制度の整備・拡充及び外国語学習の動機付けを行う取り組みの一環としてSkypeのテレビ電話機能を活用した授業を行う、⑤文教キャンパス内にリエゾンセンターを設置し、英語で交流を行うゾーンを設置することなどについて説明があった。

なお、審議の中で、採用が決定している教員の年俸の基準について質問があり、収入、経歴、業績等を勘案して人事課と協議して決定し、毎年の業績等で年俸を見直し更新していく旨の説明があった。

(4) 新しい教養教育について

学長から、資料4に基づき、平成24年度からの教養教育の履修単位（最低修得単位数）及び夜間主コースの時間割について提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

次に、全学モジュール及び自由選択科目等の検討状況について、次の事項について説明があった。

- ① 全学モジュールの中にできる限り人文系の科目を含めて、人文系の科目を全く受講せずに卒業することがないようにすること。
- ② 自由選択科目群に人文系の科目を10科目取り入れること。
- ③ 自由選択科目を人文系科目、総合科目、リメディアル教育科目及び教員職員科目等の4つのカテゴリーに分類したこと。

また、説明の過程で、モジュール間に希望受講学生数の偏りが生じた場合はどのような対策を行うのかという質問が出され、文系の学生は理系のモジュールを受講する等の近い分野は受講しないよう各学部で履修指導を行うこと及び学生に受講希望のモジュールについて、希望順位第3位までの調査を行う等の対策を実施する旨の説明があった。

さらに、今後新しい教養教育に向けたFDを実施する予定で、全学教育担当の教員には最低2回は参加するよう周知依頼があった。

4 報告事項

(1) 学長候補者選考関係規則等の見直しについて

理事（人事・組織改革担当）から、資料5に基づき、平成23年の学長候補者選考を踏まえ、学長選考会議から、①教育研究評議会から推薦する第1次学長候補者について、実質的に審査ができるようなシステムの検討と、②学長候補者選考の際の面接が任意規定であることに関して、規定改正の可否を含め検討について、関係規定の改正の可否を含め学内委員に検討依頼があっている旨の経緯説明があった後、学内委員による検討結果について、検討の過程を含め詳細な報告があり、1月19日開催の学長選考会議で審議される旨の説明があった。

なお、学内委員による検討結果の要点は次のとおりである。

- ① 学長候補者の選考については、基本的には学長選考会議が本来権限を持っており、学長選考会議に諮る前の段階で候補者を絞ることは学長選考会議の選択権を狭めることにもなりかねないなどの理由から、基本的には今のシステムを変更せず現行どおりとする。

また、教育研究評議会が2名以上の第1次学長候補者を選出することの条件を取り払い、候補者が1名の場合でも、所信表明や意向投票（信任投票）を行う方向で規則等を整備する。

- ② 学長選考会議が行う面接については、現行のように任意規定ではなく、学長選考会議が最終選考の際に面接を行うことを明確に規定する。
- ③ 第1次学長候補適任者推薦書については、推薦者1名毎に署名できるような様式に改正する。

(2) 公的研究費の適正な執行等のための取組に係る調査結果について

理事（研究・社会貢献担当）から、文部科学省からの通知に基づき実施した本学における取引業者への預け金及び旅費・謝金等の架空請求によるプール金の調査結果について、資料6により、本学において預け金及びプール金はなかった旨の報告があった。

(3) 懲戒処分を受けた学生に係る授業料免除について

（学生の個人情報を含む審議事項であるため非公開）

以上